

教 育 公 報

三重県教育委員会

目 次

規 則	三重県高等学校等修学奨学金の貸与に関する規則の一部を改正する規則 ...	予算経理室	1頁
	三重県教育委員会指定管理者選定委員会規則	スポーツ振興室	14頁
訓 令	三重県教職員住宅管理規程の一部を改正する訓令	福利・給与室	15頁
人事異動	三重県教育改革推進会議委員の任免について	教育改革室	15頁

規 則

三重県高等学校等修学奨学金の貸与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成二十年四月十七日

三重県教育委員会委員長 丹 保 健 一

三重県教育委員会規則第十三号

三重県高等学校等修学奨学金の貸与に関する規則の一部を改正する規則

三重県高等学校等修学奨学金の貸与に関する規則（平成十四年三重県教育委員会規則第十六号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号を次のように改める。

- 一 親権者又は後見人（以下「保護者」という。）が三重県内に住所を有する者であること。（貸与を受けようとする者が未成年でない場合は、次のいずれかに該当すること。）
 - イ 当該貸与を受けようとする者が保護者であった者と同一の生計に属する場合は、当該保護者であった者が県内に住所を有すること。
 - ロ 当該貸与を受けようとする者が保護者であった者と同一の生計に属していない場合は、当該貸与を受けようとする者が県内に住所を有すること。

第一号様式を次のように改める。

第1号様式 (第4条関係)

(表面)

三重県高等学校等修学奨学金奨学生申込書

いずれか該当する方に を付けること		在学採用	予約採用		
申 込 者 (本 人)	ふりがな 名 前	住所等			
	〒				
	電話		-		-
	生年月日		性 別		
年 月 日生		男 ・ 女			
親権者又は後 見人 (保 護 者)	ふりがな 名 前	住所等			
	〒				
	電話		-		-
	生年月日	性別	職業 (勤務先等)	本人との関係	
年 月 日生	男・女				
連 帯 保 証 人	ふりがな 名 前	住所等			
	〒				
	電話		-		-
	生年月日	性別	職業 (勤務先等)	本人との関係	
年 月 日生	男・女				
在 学 す る (入学希望の) 高 等 学 校 等	学校名	課程名		在学期間	
	国公立 私 立			年 月入学	年 月卒業見込
通学 (予定) 状況	自宅通学 ・ 自宅外通学				
他の奨学金制 度の申込 (予 定) 状況の確 認	申 込 の 有 無 い ず れ か に	申 込 を 行 っ た 場 合、 下 記 の い ず れ か に		既 に 貸 与 を 受 け て い る 奨 学 金 制 度 名	
	有 ・ 無	認められた	認められな かった		
貸 与 額 及 び 貸 与 期 間	修学支度費		修学費 (貸与期間)		
	入学時	円	月額	円	年 月から 年 月まで
修学奨学金の 振 込 口 座 (本人の口座)	金融機関名	本支店名 (コード番号)	種目	口座番号	口座名義 (カタカナ)
		()	普通 当座		()

(裏面)

世帯(家族) の状況 (本人含む)	名前	続柄	職業等 (勤務先、学生の場合は学年)	特記事項
		本人		

三重県高等学校等修学奨学金の貸与に関する規則第4条の規定により修学奨学金の貸与を受けたいので、関係書類を添えて申し込みます。

年 月 日

三重県教育委員会教育長 あて

本人 名前 ①

上記の者が貸与を受ける修学奨学金については、本人と連帯して債務を負担します。

保護者 名前 ①

連帯保証人 名前 ①

署名欄は、いずれもそれぞれ該当する人が自筆してください。

添付書類 在学証明書(第2号様式)
同一の世帯(生計)に属するすべての者の住民票の写し
同一の世帯(生計)に属し、幼児/児童/学生を除く者の所得についての市町村長の証明書
(通常、所得証明書または課税証明書となります。税務署発行の納税証明書ではありません。)
前年の源泉徴収票コピー(給与所得者の場合)又は前年の確定申告書(控)コピー(自営業者等の場合)

第三号様式から第十号様式までを次のように改める。

第3号様式（第5条関係）

誓 約 書

私はこのたび（ 在学中 ・ 進学後 ）、三重県高等学校等修学奨学金の貸与を受けることになりました。

つきましては、その学校の諸規則命令等を守り、学業に励み、性行をつつしむはもちろん、三重県高等学校等修学奨学金規則を堅く守り、かつ、卒業後もその設置された趣旨に添うよう誓約します。

なお、奨学金の返還については、規定にしたがい誠実に返還の義務を履行することを確約いたします。

1行目の空欄には在学中又は進学予定の高等学校等の名前を記入してください。

（ ）内は、いずれか該当する方に を付けてください。

年 月 日

三重県教育委員会教育長 あて

住所
本人
名前 ①

上記に誓約しましたことについては、保護者及び連帯保証人において必ず実行させ、その他本人についての事件は、いっさい保護者及び連帯保証人において引き受け責任をもつことを保証します。

住所
保護者
名前 ①

住所
連帯保証人
名前 ①

(注意事項)

署名欄は、いずれもそれぞれ該当する人が自筆してください。

連帯保証人印は実印です。

第4号様式（第7条関係）

三重県高等学校等修学奨学金期間延長申請書

年 月 日

三重県教育委員会教育長 あて

(奨学生番号)

住所

本人

名前

㊟

(電話番号：

)

三重県高等学校等修学奨学金の貸与に関する規則第7条第2項の規定により、期間延長を受けたいので下記のとおり申請します。

記

1 期間延長の理由

2 上記理由の発生年月日

3 期間延長を希望する期間

年 月 から 年 月まで

添付書類 期間延長の理由を証する書類

第5号様式 (第11条関係)

三重県高等学校等修学奨学金借用証書

	百万	十万	一万	千	百	十	一	
金								円也

上記の金額を、三重県高等学校等修学奨学金の貸与に関する規則の規程を承知のうえ、借用しました。

上記の金額については、滞りなく返還します。

三重県教育委員会教育長 あて

年 月 日

(奨学生番号)

住所

本人

名前

印

住所

保護者

名前

印

住所

連帯保証人

名前

印

(注意事項)

署名欄は、いずれもそれぞれ該当する人が自筆してください。

連帯保証人印は実印です。

第6号様式 (第11条関係)

三重県高等学校等修学奨学金返還明細書

本人名前			学校名			
借用終了年月日	年	月	日	返還理由	卒業・退学・その他()	
返還金額	修学支度費・修学費 金 円		返還期間	年間		
返還方法	月賦	(第一回) 金 円 (最終返還金) 金 円	返還期日	第一回	年	月末日
				最終	年	月末日
	半年賦	(第一回) 金 円 (最終返還金) 金 円	返還期日	第一回	年	月末日
				最終	年	月末日
	年賦	(第一回) 金 円 (最終返還金) 金 円	返還期日	第一回	年	月末日
				最終	年	月末日
本人の連絡先	貸与終了後の連絡先	〒 住所 電話:				
	就職の場合の勤務先(予定)	〒 住所 勤務先 電話:				

三重県高等学校等修学奨学金の貸与に関する規則第11条の規定により三重県高等学校等修学奨学金返還明細書を提出いたします。

上記計画のとおり、滞りなく返還します。

年 月 日

三重県教育委員会教育長 あて

(奨学生番号)

住所

本人

名前 (印)

住所

保護者

名前 (印)

住所

連帯保証人

名前 (印)

(電話番号:)

(注意事項)

署名欄は、いずれもそれぞれ該当する人が自筆してください。

連帯保証人印は実印です。

第7号様式 (第13条関係)

三重県高等学校等修学奨学金返還免除申請書

年 月 日

三重県教育委員会教育長 あて

(奨学生番号)

住所

本人

名前

印

(電話番号 :)

三重県高等学校等修学奨学金の貸与に関する規則第13条の規定により、下記のとおり修学奨学金の返還の免除を受けたいので、その事由を証明する書類を添えて申請します。

記

貸与を受けた者	住所	
	名前	
在学した学校名		
貸与を受けた期間	年 月から	年 月まで
貸与を受けた修学奨学金の総額		円
既に返還した額		円
返還金の残額		円
返還の免除を受けようとする額		円
返還の免除を受けようとする理由		

第8号様式（第14条関係）

三重県高等学校等修学奨学金返還猶予申請書

年 月 日

三重県教育委員会教育長 あて

(奨学生番号)

住所

本 人

名前

㊟

(電話番号 :

)

三重県高等学校等修学奨学金の貸与に関する規則第14条の規定により、返還猶予を受けたいので下記のとおり申請します。

記

1 返還猶予の事由（該当する番号を で囲んでください。）

- (1) 高等学校等に在学中 (2) 短期大学、大学、大学院、専修学校等に在学中
(3) 災害 (4) 疾病 (5) その他やむを得ない事由

2 上記事由の具体的内容

3 上記事由の発生年月日

4 返還猶予を希望する期間

年 月 から 年 月まで

添付書類 返還猶予の理由を証する書類

第9号様式 (第15条関係)

異 動 届

年 月 日

三重県教育委員会教育長 あて

(奨学生番号)

住所

本 人

名前

㊦

(電話番号 :

)

三重県高等学校等修学奨学金の貸与に関する規則第15条第1項の規定により、下記のとおり異動がありましたので届け出ます。

記

1 異動事項

2 異動年月日

3 異動理由

添付書類 異動事項の事実を証する書類

第10号様式 (第15条関係)

変 更 届

変更事項 (いずれかに)	保護者		連帯保証人	
	住所等			
変更後の 新保護者又は 新連帯保証人	ふりがな 名前	住所等		
		〒	電話 - -	
	生年月日	性別	職業(勤務先等)	本人との 関係
	年 月 日生	男・女		
変更年月日				
変更理由				

三重県高等学校等修学奨学金の貸与に関する規則第15条第2項の規定により、保護者又は連帯保証人について、上記のとおり変更がありましたので届け出ます。

年 月 日

三重県教育委員会教育長 あて

(奨学生番号)

本人 名前 印

(新)保護者 名前 印

(新)連帯保証人 名前 印

第11号様式（第5条関係）

進路決定届

年 月 日

三重県教育委員会教育長 あて

住所
本人 名前 ④
(電話番号：)

三重県高等学校等修学奨学金の貸与に関する規則第5条第5項の規定により、進路決定届を提出します。

なお、進学後は、三重県高等学校等修学奨学金の貸与を受けたいことを希望します。

記

決定した進学先

[卒業予定： 年 月卒業見込]

該当する項目に をつけてください。

〔 学校種別 国公立 ・ 私立 〕
〔 通学形態 自宅通学 ・ 自宅外通学 〕

三重県外の学校に進学された場合は、下記に学校の連絡先を記入してください。

〒
電話番号

添付書類 進学先を証明する書類（合格証書等の写し）

附 則

(施行期日)

- 一 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 二 この規則による改正前の規則の規定に基づく様式は、当分の間、この規則による改正後の規則の規定にかかわらず使用することができる。

三重県教育委員会指定管理者選定委員会規則をここに公布します。

平成二十年四月十七日

三重県教育委員会委員長 丹 保 健 一

三重県教育委員会規則第十四号

三重県教育委員会指定管理者選定委員会規則

(趣旨)

第一条 この規則は、三重県営総合競技場条例(昭和四十三年三重県条例第三十七号)第六条の二第六項、三重県営松阪野球場条例(昭和五十年三重県条例第三十号)第五条の二第六項、三重県営ライフル射撃場条例(昭和五十一年三重県条例第六号)第五条の二第六項、三重県立鈴鹿青少年センター条例(昭和六十年三重県条例第五号)第六条の二第六項、三重県営鈴鹿スポーツガーデン条例(平成四年三重県条例第三十二号)第六条の二第六項の規定に基づき、指定管理者の選定に関する委員会(以下「選定委員会」といふ。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員長)

第一条 選定委員会に、委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定める。
3 委員長は、会務を総理し、選定委員会を代表する。
4 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を行う。

(会議)

第二条 選定委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 選定委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
3 選定委員会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
4 選定委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(部会)

第四条 選定委員会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に属させる委員は、委員長が指名する。
3 部会に部会長を置き、その部会に属する委員の互選により定める。
4 部会長は、部会の会務を掌理する。
5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちからあらかじめ部会長の指名する委員がその職務を行う。

(委員の責務)

第五条 委員は、三重県営総合競技場条例第五条、三重県営松阪野球場条例第四条、三重県営ライフル射撃場条例第四条、三重県立鈴鹿青少年センター条例第五条、三重県営鈴鹿スポーツガーデン条例第五条の規定により指定管理者の指定を申請したもの(次項及び次条において「申請団体」といふ。)に対し、指定管理者の選定に関する情報の提供、助言その他の援助を行ってはならない。

- 2 委員は、次に掲げる場合には、速やかに教育委員会に報告しなければならない。
一 委員が申請団体と利害関係を有するものと認められる場合
二 申請団体から委員に対し、指定管理者の選定に関する働きかけがあった場合
3 委員は、職務上知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委員の除斥)

第六条 委員は、申請団体と利害関係を有するものと認められる場合は、その職務の執行から除斥される。

(庶務)

第七条 選定委員会の庶務は、三重県教育委員会事務局において処理する。

(委任)

第八条 この規則に定めるもののほか、選定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が選定委員会に諮りて定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令

教委訓第6号

三重県教職員住宅管理規程の一部を改正する訓令を次のように定めます。

平成20年4月1日

三重県教育委員会教育長 向 井 正 治

三重県教職員住宅管理規程の一部を改正する訓令

三重県教職員住宅管理規程（昭和42年教委訓第1号）の一部を次のように改正する。

別表の員弁教4号の項を削る。

別表の南島教11号の項から南島教12号の1～10の項までを削る。

別表志摩地区教1号～5号の項を削り、同表志摩地区教A1号～2号の項所在地欄中「〃」を「志摩市」に、同項住宅の管理事務を行う者欄中「〃」を「志摩高等学校長」に改める。

別表尾鷲教7号の項を削り、同表尾鷲教9号～10号の項所在地欄中「〃」を「尾鷲市」に改め、同項住宅の管理事務を行う者欄中「〃」を「尾鷲高等学校長」に改める。

別表長島教1号～2号の項から長島教3号の項までを削り、同表長島教7号～11号の項所在地欄中「〃」を「紀北町」に改め、同項住宅の管理事務を行う者欄中「〃」を「尾鷲高等学校長」に改める。

附 則

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

人 事 異 動

三重県教育改革推進会議条例（平成19年三重県条例第42号）第4条の規定により、次のとおり三重県教育改革推進会議委員の任免を行いました。

平成20年4月17日

三 重 県 教 育 委 員 会

退 任（退任年月日 平成20年4月15日）

平 岡 仁
中 川 弘 文

任 命（任命年月日 平成20年4月16日）

中 野 義 則
中 村 武 志



 発行
津市広明町13番地
三重県教育委員会

印刷
有限会社第一プリント社